

香取市「市民憲章」制定の目的と旧市（町）民憲章について

1. 経緯

合併前の1市3町において、1市1町に憲章が整備されていましたが、合併により廃止となりました。合併協議の中で、市民憲章については、市の「歌、花、木、鳥」とともに、新市において調整することとなりました。

その後、市の「花・木・鳥」については、合併1周年に合わせ、平成19年3月27日付けで、市の花「アヤメ」市の木「サクラ」市の鳥「ヨシキリ」を指定しましたが、今回、合併5周年を迎えるのを契機に、市民憲章の制定に向けた取り組みを行うこととしました。

2. 市民憲章とは

(1) 市民憲章制定の目的

市民憲章は「一人一人の市民が、様々な局面において自分にできる良いことを見つけ、それを自主的に気持良く実行しようとする」ことを誓い合うために定める。

市民としてのあるべき姿の宣誓、まちづくりへの参加意欲の喚起

- ・「まちの理想像を掲げて空間環境的な達成目標を示す」
- ・「個々人の生活を快いものにするための社会生活的な努力目標を示す」

(2) 市民憲章の様式

形式的に見ると「前文」・「本文」から成る『定型』のものが圧倒的に多く、散文詩的な『非定型』のものは数例に過ぎない。

『定型』・・・「前文」・「本文」から成る。「前文」その都市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情・等が簡潔に述べられる。「本文」その都市の市民が日常的かつ継続的に心掛けるべきまちづくりの肯定的目標が箇条書きにされている。ちなみに、「本文」の第一条に用いられている形容語で最も多いものは「美しい」であり、次いで「豊か」・「住みよい」・「明るい」・「きれい」・「楽しい」などとなっている。また、「本文」の文末表現としては「しましょう」とするものが最も多く、次いで「します」が続き、「しよう」・「したい」といったものや名詞で終わるものもある。

『非定型』・・・散文詩的（普通の文章の形で書いた詩）

(3) 市民憲章のポイント（本文の内容）

市民憲章自体の意義や役割がよく理解されているかどうか。

市民としてのあるべき姿の宣誓、市民参加の喚起

基本構想や都市宣言との違いが明確に認識されているかどうか。

基本構想や都市宣言は行政(自治体)の発信、市民憲章は市民の発信
前文を置く意味が了解されているかどうか。

市民としての郷土愛、イメージの喚起、郷土ルーツの確認

本文は目で読むものではなく声に出して唱えるものであるということがはっきり意識されているかどうか。

和語の多用、リズム、音韻、唱和のし易さ

簡潔で親しみやすく行動に結び付くイメージが喚起されるものであるかどうか。

わかりやすい表現、具体的な行動内容

地域の特徴や個性が盛り込まれているかどうか。

重要視したい内容、市民に親しみがあるもの

(参考：元早稲田大学客員教授 三輪真之 HPより) _

3. その他

(参考) 旧市町憲章

佐原市民憲章(昭和55年10月11日制定)

わたくしたちの佐原市は、利根川と香取の杜に囲まれた豊かな自然と長い歴史を持った伝統のあるまちです。わたくしたちは、この伝統を守り育て、調和のとれたより豊で、明るい住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を大切に、美しいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 とともに助けあい、心のふれあいまちをつくりましょう。
- 1 元気で働き、明るい家庭の楽しいまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。

(小見川町) 町民憲章(平成4年4月制定)

わたくしたちのふるさと小見川町は日本水郷に位置し、利根川や黒部川を中心に水との深い関わりの中で発展してきた、豊かな自然が息づく町です。

わたくしたちは、この郷土を限りなく愛し、この町に住むことを誇りに思いながら、お互いが力をあわせて、いっそう住みよいまちづくりを進めるため、この憲章を定めます。

わたくしたち町民は

- 1、水や緑を守り、うるおいのある町をつくります
- 1、元気で楽しく働き、豊かな町をつくります
- 1、生涯にわたって学びあい、文化の香り高い町をつくります
- 1、いたわり助けあい、健康で幸せな町をつくります
- 1、お互いを尊重しあい、心ふれあう町をつくります